

(資料 10)

## 過重労働による健康障害防止のための総合対策について (平成 18 年 3 月 17 日 基発第 0317008 号) より

### 5. 労働者の健康管理に係る措置の徹底

(1) (略)

(2) 長時間にわたる時間外・休日労働を行った労働者に対する面接指導等

ア 面接指導等（医師による面接指導及び面接指導に準ずる措置をいう。以下同じ。）の実施等

（ア）事業者は、労働安全衛生法等に基づき、労働者の時間外・休日労働時間に応じた面接指導等を次のとおり実施するものとする。

①時間外・休日労働時間が 1 月当たり 100 時間を超える労働者であって、申出を行ったものについては、医師による面接指導を確実に実施するものとする。

②時間外・休日労働時間が 1 月当たり 80 時間を超える労働者であって、申出を行ったもの（①に該当する労働者を除く）については、面接指導を実施するよう努めるものとする。

③時間外・休日労働時間が 1 月当たり 100 時間を超える労働者（①に該当する労働者を除く）又は時間外・休日労働時間が 2 ないし 6 月の平均で 1 月当たり 80 時間を超える労働者については、医師による面接指導を実施するよう努めるものとする。

④時間外・休日労働時間が 1 月当たり 45 時間を超える労働者で、健康への配慮が必要と認めたものについては、面接指導等の措置を講じることが望ましいものとする。

（イ）事業者は、労働安全衛生法等に基づき、面接指導等の実施後の措置等を次のとおり実施するものとする。

①（ア）の①の医師による面接指導を実施した場合は、その結果に基づき、労働者の健康を保持するために必要な措置について、遅滞なく医師から意見聴取するものとする。また、その意見を勘案し、必要があると認めるときは、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少など適切な事後措置を講ずるものとする。

②（ア）の②から④までの面接指導等を実施した場合は、①に準じた措置の実施に努めるものとする。

③面接指導等により労働者のメンタルヘルス不調が把握された場合は、面接指導を行った医師、産業医等の助言を得ながら必要に応じ精神科医等と連携を図りつつ対応するものとする。

イ 面接指導等を実施するための手続等の整備

（ア）事業者は、アの面接指導等を適切に実施するために、衛生委員会等において、以下の事項について調査審議を行うものとする。また、この結果に基づく必要な措置を講ずる

ものとする。

- ①面接指導等の実施方法及び実施体制に関する事。
- ②面接指導等の申出が適切に行われるための環境整備に関する事。
- ③面接指導等の申出を行ったことにより当該労働者に対して不利益な取り扱いが行われることがないようにするための対策に関する事。
- ④アの（ア）の②から④までに該当する者その他の者について面接指導等を実施する場合における事業場で定める必要な措置の実施に関する基準の策定に関する事。
- ⑤事業場における長時間労働による健康防止対策の労働者への周知に関する事。

（イ）事業者は、アの（ア）の①及び②の面接指導等を実施するに当たっては、その実施方法及び実施体制に関する事項に、

- ①労働者が自己の労働時間数を確認できる仕組みの整備
- ②申出を行う際の様式を作成
- ③申出を行う窓口の設定

等を含め必要な措置を講じるとともに、労働者が申出を行いやしくする観点に立ってその周知を徹底を図るものとする。

（出所）「労働と医学」No.91